

越谷市

令和5年度ダイオキシン類対策特別措置法に基づく設置者による測定の結果について

ダイオキシン類対策特別措置法（以下「ダイオキシン対策法」という。）第28条第3項に基づき、廃棄物焼却炉等の特定施設を設置する事業者から市に報告された排出ガス等に含まれるダイオキシン類濃度の測定結果をとりまとめましたので、同条第4項の規定に基づき公表します。

ダイオキシン対策法は、特定施設の設置者に対して、年に1回以上、排出ガス、排出水、ばいじん、燃え殻のダイオキシン類濃度を測定し、報告することを義務づけています。

今回は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までに測定を実施した特定施設の測定結果について公表します。この資料は、市役所環境政策課で閲覧ができ、越谷市ホームページで公表しています。

1 対象試料及び対象施設

表1 対象試料及び対象施設

対象試料	対象施設	
排出ガス	大気基準適用施設	廃棄物焼却炉
排出水	水質基準適用施設	廃棄物焼却炉に係る湿式集じん施設、灰の貯留施設
ばいじん・燃え殻	大気基準適用施設のうち廃棄物焼却炉	

※越谷市内に設置されている特定施設のみを記載している。

2 適用される基準

ダイオキシン対策法に基づき、大気基準適用施設及び水質基準適用施設に適用される基準は、表2、表3、表4のとおりです。

表2 大気基準適用施設に適用される排出ガスの排出基準

特定施設の種類	焼却能力	新設の基準 (ng-TEQ/m ³ N)	既設の基準 (ng-TEQ/m ³ N)
廃棄物焼却炉	4t/h以上	0.1	1
	2t/h以上4t/h未満	1	5
	2t/h未満	5	10

表3 水質基準適用施設に適用される排出水の排出基準

特定施設の種類	排出基準 (pg-TEQ/L)
廃棄物焼却炉に係る湿式集じん施設 灰の貯留施設	10

表4 廃棄物焼却炉から排出されるばいじん・燃え殻の処理基準

特定施設の種類の種類	処理基準 (ng-TEQ/ g)
廃棄物焼却炉	3

※既設については、平成12年厚生省令第1号において、平成14年12月1日以後も処理基準を適用しない処分方法として、セメント固化、薬剤処理等が規定されています。

3 測定結果の概要

(1) 排出ガス

設置者による測定を実施しなければならない5事業所7施設のうち、4事業所6施設について測定結果の報告がありました。測定結果の範囲は0~2.5ng-TEQ/m³Nであり、報告のあった全ての施設において排出基準に適合していました。

表5 排出ガスの測定結果報告状況（大気基準適用施設）

特定施設の種類の種類	報告施設数	測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)		新設の排出基準に適合しなかった施設数	既設の排出基準に適合しなかった施設数
		最小~最大	平均		
廃棄物焼却炉	6	0~2.5	0.26	0	0

(2) 排水

設置者による測定を実施しなければならない1事業所1施設について、測定結果の報告がありました。測定結果の範囲は0.000039~0.000039pg-TEQ/Lであり、排出基準に適合していました。

表6 排水の測定結果報告状況（水質基準適用事業場）

特定施設の種類の種類	報告施設数	測定結果 (pg-TEQ/L)		新設の排出基準に適合しなかった施設数	既設の排出基準に適合しなかった施設数
		最小~最大	平均		
廃棄物焼却炉に係る施設	1	0.000039~0.000039	0.000039	—	0

(3) ばいじん・燃え殻

設置者による測定を実施しなければならない5事業所7施設のうち、4事業所6施設について測定結果の報告がありました。測定結果の範囲は0~1.8ng-TEQ/gであり、報告のあった全ての施設において処理基準に適合していました。

表7 ばいじん・燃え殻の測定結果報告状況（廃棄物焼却炉）

対象試料	報告施設数	測定結果 (ng-TEQ/g)		処理基準を超えた施設数
		最小~最大	平均	
ばいじん	6	0.011~1.8	0.55	0
燃え殻	6	0~0.28	0.051	0
合計	12			0

4 行政指導等

排出基準・処理基準を超過した施設はありませんでした。排出ガス等の報告のない3施設の設置者のうち、2施設は年度中を通して休止していることを確認しております。

また、もう1施設については、測定を実施し、結果を報告するよう立入検査等により指導を行いました。

5 設置者による測定結果

(1) 設置者による測定結果の一覧表は別紙のとおり。

(2) 一覧表の見方

①「区分」の欄は表8及び表9のとおり特定施設の種類を示す。

表8 特定施設（大気基準適用施設）の区分

「区分」の「大気」	種 類		「規模（大気）」の欄
5 a	廃棄物焼却炉	4 t/h 以上	1 時間当たりの焼却能力 (kg/h) 又は火格子面積 (m ²)
5 b		2 t/h 以上 4 t/h 未満	
5 c		2 0 0 kg/h 以上 2 t/h 未満	
5 d		1 0 0 kg/h 以上 2 0 0 kg/h 未満	
5 e		1 0 0 kg/h 未満	

表9 特定施設（水質基準適用施設）の区分

「区分」の「水質」	種 類
1 5 a	廃棄物焼却炉の排ガス洗浄施設、湿式集じん装置
1 5 b	廃棄物焼却炉の灰の貯留施設

②「新・既」の欄

【特定施設（大気基準適用施設）】

既：ダイオキシン対策法第2条第2項に規定する政令で特定施設（大気基準適用施設）となった際、現に設置されている施設（設置の工事がされている施設を含む。）のこと。また、廃棄物焼却炉（焼却能力 200kg/h 以上又は火格子面積が 2m² 以上のもの）にあつては、平成9年12月1日までに現に設置されている施設のこと。

新：大気基準適用施設で既設以外のもの。

【特定施設（水質基準適用施設）】

既：ダイオキシン対策法第2条第2項に規定する政令で特定施設（水質基準適用施設）となった際、現に設置されている施設（設置の工事がされている施設を含む。）を有する水質基準適用施設のこと。

新：水質基準適用施設で既設以外のもの。

③「ダイオキシン類測定結果」の欄

(ア) 測定結果が定量下限未満の場合「0.0」と表示。

(イ) 単位

ng … 10億分の1グラム

pg … 1兆分の1グラム

TEQ … 2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン毒性等量

m³N … 温度が0度で圧力1気圧の状態に換算した排出ガス量

問合せ先 環境政策課
電話 048-963-9186 (直通)